

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財 平成國債務省人向 三十發行告示第 一年條例第十七 三月件等第十八發 月十一年行六號 財十次二月等第 務二日第十四條 大臣五日第十四項 麻生日第十四項 太郎規定期十四 。個人
初利發發 期率行行 利価日 子格	振額最 替低額 單額面 位金	用振の法 等替條律 項及法 の適び の適そ	發行號名 稱及根 記及拠
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し三・金三。整載法 を、十〇額十數又の 支次一五百一倍は規 払の年パ円年の記定 う算八丨に二金録に 。式月セつ月額はよ たに十ンき十に、る だよ五ト百五よ最振 しり日円日る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿	一百額の定以律社 万二面振の下債第 円十金替適「平成 三額機適用振株 万で機関を替式 円三は受法」十三 百日受け「と 十八本銀ものう。 四十銀行のと 四億とし。」 五千する、の 三。そ規	一百額の定以律社 万二面振の下債第 円十金替適「平成 三額機適用振株 万で機関を替式 円三は受法」十三 百日受け「と 十八本銀ものう。 四十銀行のと 四億とし。」 五千する、の 三。そ規	一百額の定以律社 万二面振の下債第 円十金替適「平成 三額機適用振株 万で機関を替式 円三は受法」十三 百日受け「と 十八本銀ものう。 四十銀行のと 四億とし。」 五千する、の 三。そ規

十一

十
六
五
四
三
二

期が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

後第二期以
利子

の中払込
償還
取扱場所
償還期日
金額限

(二)

(一) 式 次う二年二月十五日以後に支払う。
毎年二月十五日及び八月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

二年二月十五日以後は、支店
平成三十一年二月十五日
中日平成三十一年二月十五日
額面成三十一年二月十五日
中途換金の買取り又は支店
銀行の本店又は支店
額面成三十一年二月十五日
により算出した金額とぞれの金額
に区とし、その後に支店
買取り又は支店
年二月十五日
まら平成三十一年二月十五日
までの間の場合
額面金額+経過利子に相当す
る金額× $\frac{79.685}{100}$ +第二期利子
に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$)
前から三十日前まで
の間に相当する金額は、算

額面金額+経過利子に相当す
る金額-利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$
後の場合
額面金額+経過利子に相当す
る金額-利子に相当する金額

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一項の相続税法等の一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す
 成すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第三条の四第一項に規定す
 三るのはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十五年法律第七十三号）
 十一年八月十五日か
 算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたの受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 式次る中あ、当、る二域若つ条法みのと受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 にのも途つ平該當救十にしての律、居きに住にはを別二十五年法律第七十三号）
 よ区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条による改受する事項に規定す
 り分と金も三人災の年いは、九六地方すはそ含障害条による改受する事項に規定す
 算にしを、十向害行法て總當第十自る市のむ害条のの改受する事項に規定す
 出応、請當二けにわ律、合該一七治市町相。者の改受する事項に規定す
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。者の改受する事項に規定す
 た、のす個二債かる百害と又の（）（）扶四改受する事項に規定す

元利金支
払場所

(二) 平成三十一年十一月十五日以前の毎回の額に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - (初期利息に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利息)

平成三十一年八月十五日以前の場合の額に相当する金額 + 経過利息に相当する金額 - 経過利息に相当する金額